

## 〈研究ノート〉

## コロナ禍における「特例貸付」とは何だったのか

——国会審議と報告書を手掛かりに——

山 口 浩 次

**要旨：**新型コロナウイルスの感染拡大が広がり、2020年に、大規模イベント等の中止、全国一斉休校等の政府の要請によって、失業や休業を余儀なくされ、生活に困窮する人びとが急増した。

全国の社会福祉協議会（以下、社協）は、政府の要請を受け、コロナ禍で収入が減少し生活資金に困っている人に対する生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付（以下、特例貸付）を2020年3月25日より実施することとなった。

特例貸付は、政府の要請により、より早く迅速に貸付金を送金することが優先され、丁寧な相談援助等ができないまま、貸付申し込みが急増し、未曾有の貸付規模となった。

こうした経緯を踏まえて、本研究ノートでは、

- ①「特例貸付」創設と特徴を考察する。
- ②「特例貸付」が社協職場や社協職員に与えた影響について考察する。

## はじめに

日本政府（以下、政府）は、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた2020年2月末に突然、イベント等の中止の要請、全国一斉休校の要請をした。その結果として、観光業界、飲食業界、タクシー業界はもとより、多くの業種にダメージを与え、非正規労働者、シングルマザーという不安定な層をはじめ、正規労働者も含めて、生活に困窮する人が増えることになった。

政府は、「生活に困っている人々への支援」として2020年3月25日から「新型コロナウイルス感染症特例貸付（以下、特例貸付）」の申請を開始し、7月末までの3か月間実施すると発表し、全国の社会福祉協議会（以下、社協）が受付窓口を担うこととなった。以後、特例貸付<sup>(1)</sup>は、政府の要請により小刻みな延長を繰り返し、2022年9月末ようやく終了し、全国で381万件、1兆4,447億円の貸付実績となった。生活福祉資金の申請を平常時の2019年度とコロナ禍の2020年度を単年度で比較すると、約82倍の申請件数となる程の未曾有の事態となった。

筆者の問題意識は、大きく3つある。一つ目は、今回の特例貸付は、当時どんな文脈で創設されたのか。二つ目は、特例貸付は、当初から償還免除付き貸付と言うフレーズで広く宣伝が行きわたり、「返す必要のない資金」と解釈した相談者が社協窓口押し掛けることになった。そうした経緯について、国会審議を整理したい。三つ目は、特例貸付は、窓口となった社協現場や職員にどんな影響を与えたのか。特例貸付実施中の職員の証言<sup>(2)</sup>や、特例貸付終了後の全社協の報告書<sup>(3)</sup>で考察する。

## 1. 新型コロナウイルス感染症特例貸付の動向

特例貸付の受付期間は、2020年3月25日（金）から3か月後の2020年7月末で終了することになっていた。ところが、その後の緊急事態宣言等による経済的な支援の必要性から、生活困窮者への支援策として、特例貸付の受付期間は2022年の9月末まで継続することとなった。政府は、特例貸付の期間を2年と6か月の間に、実に10回も小刻みな延長を繰り返したのである。

政府による受付期間の10回の小刻みな延長は、社協現場の相談体制づくりに悪影響を与えた。当初は、3か月で終了するという政府の説明で窓口が開始された。しかし、その後の度重なる期間延長は、国会議員やマスコミの発言等で知られることが多く、社協現場では政府・マスコミに対する不信感が深まりどんどん疲弊していった。3か月ごとの延長の決定は、社協職場に相談体制を強化するという組織マネジメントにマイナスの影響を与えた。

また、政府による「返済免除付き特例貸付」という宣伝がいきなり、「返す必要のない資金」と解釈した人たちが社協に押し寄せた。とくに、国会中継や解説動画（とくにYouTube）、テレビ報道を見た相談者が、翌日の朝に社協の窓口へ殺到し、正確な情報が届かず対応に追われる社協職員に罵声や暴言を発し、クレームを投げかける<sup>(4)</sup>。こうして、全国の社協で特例貸付を担当する多くの職員が負担を感じ、疲弊していったのである<sup>(5)</sup>。

## 2. 特例貸付をめぐる国会審議

ここでは、(1) どのような文脈で特例貸付が創設されたのか。(2) 「償還免除付き貸付」の意味すること、(3) 「実質的な給付措置の性格を有するもの」の意味することの3点を検証する。

(1) どのような文脈で特例貸付が創設されるに至ったのか

2020年の第201回通常国会でもっとも問われたのは、新型コロナウイルス感染症対策であった。2020年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で安倍晋三内閣総理大臣（以下、安倍首相）は、「政府として、この1,2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」と発表した<sup>(6)</sup>。翌日の2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議<sup>(7)</sup>では、全国一斉休校の要請を出した。そし

て、全国一斉休校の措置に伴って生ずる様々な課題に政府として責任をもって対応する（アンダーライン引用者）と言った安倍首相の発言がその後の特例貸付の創設につながるのである。

与野党ともに、新型コロナウイルス感染症を抑え込むことでは一致していたが、野党からは安倍首相の突然ともいえるイベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請へ疑問が投げかけられた。その際に、新型インフルエンザ等特別措置法の法改正成立前（改正は2020年3月13日）に、突然イベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請をしたことの法的根拠を問う質問が特徴的だ。例えば、2020年3月16日の予算委員会で蓮舫（立憲民主党）が、「2月24日の専門家会議の見解から、ここ1,2週間が瀬戸際だとして、学校一斉休校とかイベントの中止を総理が要請した。これ、特措法では総理が緊急事態宣言をしたら都道府県知事が判断をして実施をすることなのですが、じゃ、今実施している内容は、特措法に基づいた緊急事態ではなくて、何の法的根拠で要請したんですか」と問っている<sup>(8)</sup>。安倍首相は、「万が一にも学校において子どもたちへの集団感染が発生するようなことはあってはならないと、我々は判断をした。（中略）そして要請をさせていただいた」と回答した<sup>(9)</sup>。当時の新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、安倍首相は法的根拠もなくイベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請をしたということである。

次に、イベント等の中止等の要請、全国一斉休校の要請の影響を受けて生活に困るフリーランス等への経済的支援策についての審議を振り返る。

2020年3月11日の参議院本会議で、伊藤岳（共産党）が、「日額4千100円の補償は、休校要請に応えた場合に限られています。しかし、日本俳優連合、日本音楽家ユニオンなどは、声明で、政府の要請に沿ってイベント中止によるキャンセルを受け入れてきたが、生きる危機に瀕する事態だと訴えています。フリーランス、自営業者、演劇、音楽関係者の生活が支えられる給付制度にするべきではありませんか」（アンダーライン引用者）とフリーランス等への支援策について質問をしている<sup>(10)</sup>。安倍首相は、「フリーランスの方々

も含め、感染拡大によって休職や休業に直面し、生活に困難を生じている方については、返済免除要件付きの個人向け緊急小口資金の特例を創設し、生活立て直しを支援いたします（アンダーライン引用者）。と答弁している<sup>(11)</sup>。この国会で、初めて、安倍首相が、緊急小口資金の特例の創設を説明した。そして、はじめから「返済免除要件付き」という説明がついていたのである。

2020年3月16日の予算委員会では、蓮舫（立憲民主党）が、芸術家や音楽家などのフリーランスの方々にとってイベント中止、延期要請で仕事そのものが無くなってきていることに対して「総理、もう少し、あなたの責任で法的根拠がなくてお願いしている、その結果起きている混乱にもう少し踏み込むべきではないですか」（アンダーライン引用者）と問いかけている<sup>(12)</sup>。安倍首相は、この国会でフリーランス等へは二つの新たな対策を提案している。一つは、臨時休校によって仕事を休む保護者には、新たに雇用調整助成金を創設し、正規、非正規を問わず休暇期間中の所得減少に対する手当を行うとした。しかし、雇用調整助成金は、あくまで休業補償でありイベント等の中止等で生活に困る方々は対象にならない。そこで、必要になった対策が、3月11日の答弁で説明した「償還免除付き特例貸付」なのだ。

## (2) 「償還免除付き特例貸付」の意味すること

この国会審議での特例貸付の説明には、2020年3月11日に初めて緊急小口資金の特例を創設するという発言の段階から、「返済免除要件付き」という言葉が付いている。では、なぜ償還免除付きなのか。2020年3月16日の委員会での蓮舫（立憲民主党）の質問での安倍首相の説明がわかりやすい。「（休業補償で）十分なのかどうかということはあるんだと思いますが、これと併せてですね。これ併給も可能なわけでございますが、返済免除要件付きの緊急小口資金の特例を設けて、一時的な資金が必要な世帯への貸付額を引き上げる、これは20万円ではありますが・・・（発言する者あり）今、後ろから、借金でしょうがという声がありました。確かにそうではございますが、償還免除についてはですね、償還免除でございま

して、今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することが出来るということになっているわけでございます。これは免除付きな形で20万円ということでございます。」（アンダーライン引用者）<sup>(13)</sup>。安倍首相は、「償還免除付き」だという説明をこの答弁だけで5回も繰り返した。

2020年3月19日の参議院総務委員会で伊藤岳（共産党）の「困窮に追い詰められている人にとって、融資は結局借金です。ここには期限は3か月間となっていますが、この3か月にとどまらない仕組みとすることや、生活が安定するまで安心して資金を受けることなど、一律ではない細やかな対応を徹底する、と受け止めていいか」と質問をした<sup>(14)</sup>。安倍首相は、「返済免除特約付緊急小口資金等の特例を設けまして、学校休業の影響の、有無にかかわらず、広く生活への不安に対応することとしたところであります。利用者の方々は生活上の困難な様々な困り事を抱えておられることから、社会福祉協議会や市町村とも連携をしながら周知徹底を図るとともに、迅速に手続を行うなどきめ細やかな施策を実施」と答弁している<sup>(15)</sup>。

2020年3月23日の参議院予算委員会で、福山哲郎（立憲民主党）が、「私は、融資はきついと申し上げたのに、融資のメニューばかり言われてもしょうがないんですよ。」と質問している<sup>(16)</sup>。安倍首相は、「先ほど申し上げました最大80万円というのは、これは厳しい状況が続けば、これは償還が免除されるわけでございまして、そういうことについてももっと広報していきたい（アンダーライン引用者）<sup>(17)</sup>」と答弁している。

改めて整理をすると、安倍首相は、新型インフルエンザ等特別措置法の改正（2020年3月13日）を経ずに、法的根拠もなく、新型コロナウイルスの蔓延を防止するために2020年2月26日のイベント等の中止等の要請、翌日2月27日の全国一斉休校の要請を出した。その結果、全国各地の観光、音楽、演劇、飲食、タクシー業界等多くの方が生活困窮に陥るほどの大きな影響を受けた。政府の「要請に伴って生じる様々な課題に政府として責任をもって対応する」とした中身の一つが、フ

リーランス等への対応としての償還免除付きの緊急小口資金の貸付対策だったということになる。

こうした特例貸付の創設の文脈や政府による「償還免除付き貸付」の宣伝の浸透は、2020年3月25日に特例貸付の受け付けを担当することとなる全国の社協現場でほとんど認識されていなかったのである。

安倍首相は、2020年8月28日に辞任を表明するまでの間に、国会審議の中で「生活に困っている方への支援」を尋ねられた全ての答弁で、合計30回も「緊急小口資金の特例制度は償還免除付きである」と述べている。

第201国会で安倍首相はじめ政府関係者が、繰り返し「緊急小口資金は償還免除付き貸付」と発言しているが、償還免除の要件は示されていない。2020年11月26日第203回国会の参議院の特別委員会で、畑野君枝（日本共産党）が、「緊急小口貸付金の延長、返済減額や免除など<sup>(18)</sup>」を尋ねた際に、岩井勝弘（厚生労働省大臣官房審議官）は、「緊急小口資金等の特例貸付けにおける償還免除の要件については、（中略）貸付けを受けている方の実態等も踏まえながら、生活に困窮された方の生活にきめ細かな配慮を行うべく、詳細を検討しているところ（アンダーライン引用者）<sup>(19)</sup>」だと答弁している。要するに、償還免除の詳細をあらかじめ決定することなく、特例貸付の制度創設以来、「償還免除付き特例貸付」の利用を促進する発言をしてきたのである。その後、野党から返済免除の要件について質問されたが、厚生労働省から、返済免除の詳細が示されたのは、制度創設から実に約2年後の2022年2月25日のことである<sup>(20)</sup>。

### (3)「実質的な給付措置の性格を有するもの」の意味すること

2020年4月27日の衆議院本会議で馬場伸幸（日本維新の会）が、経済対策の規模について尋ねた際<sup>(21)</sup>、安倍首相は、「仕事が減るなどにより、収入が減少し、生活に困難を来しているご家庭の方々に対しては、緊急小口資金の貸付について、相談を経ずとも、郵送でお申し込みを可能とし、また、一定の金融機関での申請も可能とする

など、貸付の迅速化のための取組を進めています。さらに、返済についても免除の特約を設け、生活が困難な状況が継続する場合には実質的な給付措置の性格も有するものとなっています（アンダーライン引用者）<sup>(22)</sup>」と答弁した。

この安倍首相の答弁には、3つの重要な内容がある。

1つ目は、「相談を経ずとも、郵送での申し込みが可能である」という発言である。従来の生活福祉資金は、相談付きの貸付事業である。今回の特例貸付は、相談を経ずとも、郵送で申し込み可能であるとした点である。質問で問われていない特例貸付の手法について、相談無しとするとか、郵送による申し込みを可能とするなどとする答弁は、全国の生活に困窮する者と社協職場への強いメッセージと受け止めることが出来る。

2つ目は、「一定の金融機関での申請も可能とする取り組みを進めている」という発言である。生活福祉資金は、制度発足以降から、都道府県社協が実施主体となり、市町村社協が委託を受けて実施してきたが、2020年4月20日の生活福祉資金制度要綱の突然の一部改正により「特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が定める者に委託することできる<sup>(23)</sup>」とされている。実際に2020年4月30日には、労働金庫による受付が開始され、2020年5月28日には郵便局による受付が開始された<sup>(24)</sup>。その後、労働金庫と郵便局による受付は、2020年9月末で終了した。

3つ目は、「実質的な給付措置の性格」という発言である。経済対策の規模について尋ねられた質問に対して、安倍首相は「特例貸付は実質的な給付措置の性格を有するもの」だと答弁した。このことは、安倍首相が説明していた「償還免除付き特例貸付」だけでは国民に宣伝が伝わらないから、「実質的な給付措置の性格」という踏み込んだ説明をしたとみることが出来る。こうした安倍首相による特例貸付の「実質的な給付措置の性格」という踏み込んだ説明は、社協には「返す必要のない資金がある」と解釈する人を増やし、全国の社協現場をさらに厳しい状況に追い込んだのである。

### 3. 社協現場や社協職員に与えた影響について

「償還免除付きの緊急小口資金等の特例貸付」が、窓口となった社協現場に与えた影響について考察する。

#### (1) 働く環境の著しい悪化と、制度への疑問とジレンマ

関西社協コミュニティワーカー協会（以下、関コミ）が、コロナ禍の2021年1月15日から2月20日に実施した『声を紡ぎ、未来を拓く新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書<sup>(25)</sup>』（以下、社協職員アンケート）から社協職員に与えた影響を見ていきたい。

筆者も参加した関コミの社協職員の有志は、特例貸付の受付開始の2020年3月25日の1週間後にSNSのメッセージンググループを作り、情報共有を始めた。メンバーを拡充しながら続けたSNS上の情報交換により、貸付現場の疲弊と職員たちの生の声を発信しなければという問題意識のもと社協職員アンケートを実施し、全国から1184名もの社協職員から回答を得た<sup>(26)</sup>。ここでは、調査結果から3点に絞って、社協現場の特筆すべき状況を報告する。

特筆すべき第1点は、働く環境の著しい悪化である。政府からの情報が少なく戸惑う社協現場では、コロナ禍の不安や生活苦から「返す必要のない資金」を早く申請したいと考えた相談者から、大声で罵倒され、クレームを受け、机・いすを蹴られるという体験をした。回答者の85.9%が「ストレス・危険を感じる」と答えた。また、「感染リスクの増大の不安」を訴えたのは77.4%であり、72%が「業務量の過度な増加」があったと答えた。さらに、49%が「心身の不調を感じた」と回答し、「離職を考えたことがある」という回答は22%にものぼる<sup>(27)</sup>。

特筆すべき第2点は、制度への疑問やジレンマについてである。「制度の有効性への疑問」があるという回答は90.5%、「制度内容の頻繁な変更や現場への周知方法への疑問」を感じたという回答は90.8%であった。また、76.1%が、「丁寧な

相談支援ができないジレンマ」を感じていた。さらに、こうした現場の実態が制度運用に反映されないもどかしさから「現場の課題や意向が反映されない無力感があった」と72.5%が回答している<sup>(28)</sup>。

特筆すべき第3点は、アンケートを通して考えたこと（自由記述）に、612名から7万字を超える社協職員の生の証言が寄せられたことである<sup>(29)</sup>。

自由記述を分類すると「一年間の振り返り」が35.1%、「制度への意見」が19.3%、「実施者への期待」18.4%、「政府に伝えたいこと」9.2%と続く。以下に、特例貸付業務を担当した社協職員の証言を紹介する。

1年間の振り返りの声としては、「コロナの影響で貸付業務が爆発的に増えて、毎日が苦しかった。時には消えてしまいたいと思った」（アンダーライン引用者）。「日本語での会話が出来ない外国人の対応に苦慮した」「なんでこの貸付についての様々なことを私一人でやらなくてはいけないんだろうと感じました。しかも給料が増えるわけでもなく、ボーナスは減らされて」<sup>(30)</sup>等が特徴的だ。

制度への意見としては、「社協が行う貸付の意味は何だろう」。「やはり貸付は借金。自助でしかない。本当に困っている人を救うのは公助で貸付すべき。これ以上の貸付は疑問」（アンダーライン引用者）。「収入のある稼働世帯は、金融機関で貸付を受けて、高齢者や、一人親、多重債務等の何らかの支援が必要となりそうな世帯は、社協で対応といったすみわけが出来たら本来の社協の相談支援が発揮できたのでは」「特例貸付をきっかけにして生活福祉資金のあり方を見直す機会になれば」<sup>(31)</sup>等がある。

実施者への期待の声としては、「このアンケートの社協職員の声が厚生労働省、官邸、マスコミを動かす力になりますように切に願います」<sup>(32)</sup>を紹介する。

政府に伝えたいことは、「申請前から償還免除の広報が流されたことへの疑問」「国や政治家に対する情報公開の苦情」の声は多数届いた。「今後の償還業務についての疑問」「政府の先走りの

情報公開、テレビ・新聞報道によって問い合わせが来ても、まだ詳細の情報が下りてきていない中での対応は本当に大変だった。情報公開のタイミングについては、もっとよく検討してほしい。(アンダーライン引用者)「延長や再貸付を細切れに提案してくる制度設計に対する不満、苦情が現場にあふれている」「今後は、再貸付を期間延期するのではなく、必要な世帯には給付金を求める」<sup>(33)</sup>等がある。

ここに紹介した生の声は、当時、特例貸付の受付を担当した社協職員の証言である。職員アンケートには、特例貸付で社協が宣伝されたことを前向きにとらえる意見や、職場のマネジメントの課題や、ソーシャルアクションの必要性を訴える声なども多数寄せられた<sup>(34)</sup>。これらの証言は、今回の特例貸付の振り返りをする際の貴重な資料になる。

## (2) 強烈な負担感とストレス、職員の退職

次に、全社協の実施した「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書<sup>(35)</sup>」(以下、検討会報告書)の「コロナ特例貸付に対する社会福祉協議会の取り組み実態等に関する調査」(以下、実態等に関する調査)から、2019年からの社協職場の変化について見ていく。この調査は、全国の社協の事務局長、常務理事など管理者が回答者である。ここでは、3点に絞って、社協職場の実態を見ていく。

一つ目は、特例貸付に対応する人員体制を整えるためにマネジメント上で苦勞したことについてである。「貸付終了の見通しが立たなかったため、必要な人員体制の見極めの判断が難しかった」、「事務費の支弁について先の見通しが立たないため、正規職員や嘱託職員などの長期的な雇用が難しかった」など、コロナ特例貸付が短期間で延長を繰り返したことにより長期的な体制構築ができなかったと、7割以上の都道府県社協が回答している<sup>(36)</sup>。

二つ目は、コロナ特例貸付の担当職員の負担感についてである。都道府県社協および市区町村社協において、「感染リスクへの不安」、「相談者からの暴言やクレーム」、「十分な相談時間を確保で

きない」、「制度内容の頻繁な変更があった」、「制度内容についての現場への周知が遅い」、「特例貸付の受付期間の終わりが見えないこと」、「外国籍の人とのコミュニケーションが難しかったことや書類作成への支援が必要であったこと」のすべての項目で該当するという回答が約7割以上となっている<sup>(37)</sup>。とくに、「相談者からの暴言やクレームがあった」と回答した都道府県社協は100%になっている。市区町村社協においては、1,000件以上の貸付があった市区町村社協ではすべての項目において該当するが9割以上となっており、貸付件数が多いほど多くの負担を感じた実態が浮かび上がってくる(アンダーライン引用者)<sup>(38)</sup>。

三つ目は、メンタル不調と退職者についてである。メンタル不調の訴えがあった職員の有無について2019年度と2021年度を比較すると、都道府県社協および市区町村社協いずれにおいてもメンタル不調の訴えがあった職員が「いる」と回答した社協の割合が増加している。とくに都道府県社協では2020年度には約半数(48.9%)の社協が「いる」と回答しており、2019年度と比べると5倍以上になっている<sup>(39)</sup>。次に、コロナ禍前後において退職した職員(定年・契約満了を除く)の比較に注目したい。都道府県社協で「退職者がいる」のは2020年度では約半数の46.8%が「いる」と回答し、2019年度比較して15%増となっている。市区町村社協においても、2019年度では7.8%であったのに対し、2020年度では15.9%と約2倍の社協が「退職者がいる」と回答している<sup>(40)</sup>。

関コミが実施した社協職員アンケート、全社協が取りまとめた検討会報告書にある実態等に関する調査で見てきたように、政府が創設した特例貸付が、社協現場、社協職員に与えた影響は、あまりにも大きい。特例貸付の窓口となった多くの社協現場では、職場の相談体制の強化を図るというマネジメントが遅れ、職場環境の著しい悪化を招き、結果としてコロナ前の2019年度と比較して2020年度末にメンタル不調を訴える職員が増え、退職する職員が増えることになったのである。

## おわりに

新型コロナウイルス感染症というパンデミックは、安倍首相による拙速な大規模イベント等の中止要請、全国一斉休校の要請等により、多くの国民を生活苦に追い込み、フリーランス等への困窮対策として特例貸付を創設させることとなった。「償還免除付き特例貸付」から「実質的な給付措置の性格を有するもの」という特例貸付についての政府の宣伝は、国民に対して「返す必要のない資金」と受け止められても仕方がなかったと言える。政府が、小刻みな延長を10回も重ねたことも、全国の社協職場や社協職員に重大な影響を与えた。また、社協職場には、危機的状況に対する「マネジメント」が必要であったと指摘せざるを得ない。

全国の社協では、特例貸付の償還に伴う12年もの長い支援が続くことになる。今後も特例貸付の検証を続けることで、次の大規模な災害やパンデミック災害時にどのような困窮対策が必要なのか。そして、今回と同じような状況を招かないような教訓を引き出したい。

### 注

- (1) 特例貸付の貸付額は、緊急小口資金が最大20万円、総合支援資金が最大60万円（3か月）であったが、その後、総合支援資金は、初回貸付に加え、延長貸付（令和2年7月より）、再貸付（令和3年2月より）が実施され、最大180万円（9か月）の貸付が可能となり、緊急小口資金と合わせて最大200万円の貸付制度となった。
- (2) 関西社協コミュニティワーカー協会発行（2021）『新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する社協職員アンケート報告書』
- (3) 全国社会福祉協議会政策委員会（2022）『コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会報告書』
- (4) 関西社協コミュニティワーカー協会発行（2021）『前掲書』P57, P63, P69の関連する自由記述抜粋欄参照
- (5) 関西社協コミュニティワーカー協会発行（2021）、P57, P75, P77の関連する自由記述抜粋欄参照
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策本部第14回における安倍首相の発言 2020年2月26日
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策本部第15回における安倍首相の発言 2020年2月27日
- (8) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）14頁。
- (9) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）14頁。
- (10) 第201回国会参議院本会議第7号（2020年3月11日）10頁。
- (11) 第201回国会参議院本会議第7号（2020年3月11日）11頁。
- (12) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）11頁。
- (13) 第201回国会参議院予算委員会第11号（2020年3月16日）11頁。
- (14) 第201回国会参議院総務委員会第6号（2020年3月19日）22頁。
- (15) 第201回国会参議院総務委員会第6号（2020年3月19日）22頁。
- (16) 第201回国会参議院予算委員会第13号（2020年3月23日）15頁。
- (17) 第201回国会参議院予算委員会第13号（2020年3月23日）15頁。
- (18) 第203回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会第3号（2020年11月26日）17頁。
- (19) 第203回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会第3号（2020年11月26日）17頁。
- (20) 厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事宛て、社援発0225第10号令和4年2月25日「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」
- (21) 第201回国会衆議院本会議第21号（2020年4月27日）15頁。
- (22) 第201回国会衆議院本会議第21号（2020年4月27日）16頁。
- (23) 厚生労働事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長宛て、厚生労働省発社援0420第2号令和2年4月20日、「生活福祉資金の貸付について」の一部改正について
- (24) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室から各都道府県民生主管部局長、全国社会福祉協議会会長宛て、事務連絡令和2年4月22日、「緊急小口資金の特例貸付の一部業務の労働金庫への委託について」厚生労働省社会・援護

局地域福祉課生活困窮者自立支援室から各都道府県民生主管部局長、全国社会福祉協議会会長宛て、事務連絡令和2年5月19日、「緊急小口資金の特例貸付の一部業務の日本郵便株式会社への委託について」

- (25) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021) 『前掲書』
- (26) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 6頁, 236頁参照。
- (27) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 57頁, 63頁。
- (28) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 57頁, 79頁, 80頁。
- (29) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 140～142頁, 188～228頁。
- (30) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 188頁～201頁。
- (31) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 201頁～209頁。
- (32) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 209頁～216頁。
- (33) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 216頁～220頁。
- (34) 関西社協コミュニティワーカー協会発行 (2021), 141頁, 225頁～227頁。
- (35) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022) 『前掲書』。
- (36) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 46頁。
- (37) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 47頁。
- (38) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 47頁～48頁。
- (39) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 51頁～53頁。
- (40) 全国社会福祉協議会政策委員会 (2022), 49頁～51頁。

#### 参考文献

- ・高橋俊行 (2021) 「特例貸付に関する社協職員アンケート報告書を公表」, 『賃金と社会保障』9月上旬号, No1785
- ・角崎洋平 (2021) 「限界に直面する「特例貸付」による支援-社協職員に対する緊急アンケートから見えること」, 『議会と自治体』, 7月号
- ・荻田藍子 (2021) 「新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例貸付の兵庫県における実践記録」, 『地域福祉実践研究』, 第12号
- ・高橋俊行 (2021) 「コロナ禍における特例貸付の1年間を振りかえる」, 『地域福祉実践研究』, 第12号
- ・山口浩次 (2021) 「コロナ禍における社会福祉協議会の取り組み」, 『季刊市政研究』, 212号
- ・山口浩次 (2021) 「コロナ禍における市社会福祉協議会の組織マネジメントの取り組み」, 『社会福祉学習双書2023』第8巻, 全社協
- ・角崎洋平 (2022) 「コロナ特例貸付からみえる日本の困窮者支援事業の限界」『福祉研究』, 日本福祉大学社会福祉学会, 115号
- ・角崎洋平 (2022) 「コロナ禍の経済的困窮支援をどのように進めるのか-特例貸付の実態と償還開始を見据えて」, 『ガバナンス』, 9月号, ぎょうせい
- ・谷口郁美 (2022) 「コロナ特例貸付の評価と今後」, 『地域福祉研究』No.10
- ・猪俣健一 (2022) 「社協にとっての特例貸付の課題と展望-関西社協コミュニティワーカー協会アンケート調査の取り組みから-」, 『社会福祉研究』第144号
- ・荻田藍子 (2022) 「コロナ禍における特例貸付にみる社協のこれから」『社協転生-社協は生まれ変わるのか-』大学教育出版
- ・山口浩次 (2022) 「コロナ禍における実践からこれからの地域福祉実践を展望する-困窮者自立支援について-」, 『地域福祉実践研究』, 第13号

---

## What was “Special Lending” in the Corona Disaster?: Clues from Diet Deliberations and Reports

Koji Yamaguchi

---

Due to the spread of the novel coronavirus, in 2020, the number of people who were forced to lose their jobs or close their businesses and were in need of livelihood increased rapidly due to government requests such as the cancellation of large-scale events and nationwide school closures.

At the request of the government, the National Council of Social Welfare (hereinafter referred to as “Shakyo”) have decided to provide a special loan such as emergency small amount funds for living welfare funds (hereinafter referred to as “special loan”) to people who are in need of living funds due to a decrease in income caused by the Corona disaster, starting from March 25, 2020.

With regard to special loans, priority was given to remitting loans more quickly and quickly at the request of the government, and loan applications increased sharply without being able to provide careful consultation and assistance, resulting in an unprecedented scale of loans.

Based on this background, in this research note,

1. The establishment and characteristics of “special lending” will be discussed.
2. We will consider the impact of “special loans” on social cooperative workplaces and social cooperation staff.